

特別養護老人ホーム等の居室の定員を四人以下とすることができる条件

平成27年3月24日
保健福祉部高齢対策課

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第13号）第11条第4項第1号イ及び第45条第4項第1号イ並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第16号）第6条第1項第1号イの規定に基づき、知事が別に定める条件を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

1 改正後の条件

- (1) 入所者のプライバシーの確保に配慮できるよう居室内を個別的な設えにするなど設計上の工夫がなされるとともに、ユニットケアに近い環境での個別ケアに配慮した入所者処遇が図られること。
- (2) 特別養護老人ホーム等の整備の状況その他地域の実情を勘案して、市町村が必要と認めること。

2 新旧対照表

改正後	改正前
	<ol style="list-style-type: none">1 特別養護老人ホーム等の整備の状況 県内における特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合が、特別養護老人ホーム等のユニット型施設の整備目標や高齢者のニーズ等を勘案して定める一定の水準を超えること。2 その他地域の実情
<ol style="list-style-type: none">1 入所者のプライバシーの確保に配慮できるよう居室内を個別的な設えにするなど設計上の工夫がなされるとともに、ユニットケアに近い環境での個別ケアに配慮した入所者処遇が図られること。2 特別養護老人ホーム等の整備の状況その他地域の実情を勘案して、市町村が必要と認めること。	<ol style="list-style-type: none">(1) 入所者のプライバシーに配慮するため、居室内をパーテーション等により分節した構造とすること。(2) 特別養護老人ホーム等が所在する市町村の同意があること。